

行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視 結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】 実施時期： 平成15年8月～16年12月
調査対象機関： 内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【勧告日及び勧告先】 平成16年12月14日、内閣府等15府省に対し勧告

【回答年月日】 平成18年3月24日 ～ 平成18年6月20日

内閣府	平成18年5月22日	公正取引委員会	平成18年3月29日	国家公安委員会(警察庁)	平成18年3月31日
防衛庁	平成18年3月30日	金融庁	平成18年5月30日	総務省	平成18年3月31日
法務省	平成18年3月27日	外務省	平成18年3月24日	財務省	平成18年4月17日
文部科学省	平成18年3月31日	厚生労働省	平成18年4月6日	農林水産省	平成18年3月31日
経済産業省	平成18年4月27日	国土交通省	平成18年6月20日	環境省	平成18年3月29日

【調査の背景事情等】

- 行政手続法に関しては、累次の閣議決定において、同法の遵守や周知徹底等が求められており、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）では、「行政手続法を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する。また、引き続き国民・事業者に行政手続法の周知を図り、その活用を促す。あわせて、規制プロセスの予測可能性及び透明性の向上に資する観点から、許認可等のうち、いまだ標準処理期間の定めのないものについてその設定に努めるとともに、いまだ審査基準のないものについては早急に設定することとする」とされている。
- しかし、国の行政機関の審査基準等の設定率は、第1回の調査（平成7年3月末現在）以降、低下の傾向。また、経済団体が平成13年11月に実施したアンケート調査結果では、行政手続法に関する官民双方における周知徹底、審査基準のより一層の具体化等が課題
- 本調査は、このような状況を踏まえ、行政運営における一層の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、国及び地方公共団体における行政手続法の施行及び運用状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進 (勧告要旨)</p> <p>審査基準等の設定、具体化等の余地があると指摘している事例について、関係府省は、速やかに見直しを行い、改善のための措置を講ずること。(国家公安委員会、防衛庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>また、地方公共団体に係る事例については、各法令を所管する関係府省は、地方公共団体において改善が図られるよう、必要な助言等の措置を講ずること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査基準等の設定が可能であるとみられるにもかかわらず、設定に向けての見直しが行われておらず、審査基準等が未設定のままとなっている例あり。 ○ 審査基準の具体化や標準処理期間の短縮化などが可能とみられるにもかかわらず、的確な見直しが行われておらず、審査に当たっての判断基準や処分の時期の見通しが申請者等に不明確となっている例あり。 	<p>《措置状況》 〔対象処分全体の概況〕</p> <p>→ 勧告した12府省の計76処分のうち、審査基準等の設定、具体化等につき、審査基準を明確にして公表したもの、標準処理期間を短縮したもの等改善措置が採られたものが48処分(63%)、改善措置を採ることが具体的に予定されているものが20処分(26%)、改善措置を採ることにつき検討中のものなどが8処分(11%)</p> <p>(処分の改善事例)</p> <p>→ 審査基準を明確にした事例：防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(損失の有無及び補償の額の決定)(防衛庁) 平成16年12月、処分の判断の基準として通達で定めている内容を、改めて審査基準と定め、ホームページにおいて公表。</p> <p>→ 標準処理期間を短縮した事例：塩事業法(塩特定販売業の登録)(財務省) 平成17年4月に、標準処理期間が実態とかい離していると指摘された箇所について、実際の処理期間に即して、「塩特定販売業者取扱要領」(平成12年12月27日付蔵理第4561号)の改正を行い、「登録の申請を受理した月の翌月末日まで」としていた標準処理期間を「登録の申請を受理した日の翌日から1月以内」とし、標準処理期間を短縮</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>本府省及び地方支分部局の推進部局※を明確にした上で、推進部局を中心として、所掌する処分について、審査基準等の設定、具体化等を推進するため、定期的に総点検を実施するなど不断の見直しを行い、その成果を公表する仕組みを設けること。(各府省)</p> <p>推進部局による取組状況を把握した上で、審査基準等の見直しの実施方法や観点を示すなど必要な措置を講ずること。(総務省行政管理局)</p> <p>※ 各行政機関において、行政手続法の施行及び運用を中心となって推進することを担当する部局</p> <p>(説明)</p> <p>○ 行政手続法に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準(以下「審査基準等」という。)の設定・具体化等については、各府省による取組が不十分。</p>	<p>《措置状況》</p> <p>[各府省全体の概況]</p> <p>→ 15府省すべてが推進部局(主に官房総務課)を明確化</p> <p>→ 総点検については、15府省のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進部局を中心として最初の総点検を実施済みのところは3府省。うち、2府省は点検の成果を公表済み。 ・ 推進部局から関係部局に対し、総点検の実施を指示しており、点検の成果を公表するとしているところが3府省 ・ 定期的な総点検を実施するとしているところが8府省。うち、5府省は点検の成果の公表を予定 ・ 総点検を実施することにつき検討中のところが1府省 <p>(府省の改善事例：金融庁)</p> <p>→ 総務企画局政策課を推進部局として明確化し、同課を中心として審査基準等に係る横断的な基準の検討や設定状況に関するチェックを行い、その結果を平成18年3月31日に公表。</p> <p>監督事務に関して、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点についてまとめた監督指針・事務ガイドラインを策定し、適宜必要に応じて改正。事務ガイドラインはインターネット・ホームページにて公表</p> <p>[総務省行政管理局の改善措置]</p> <p>→ 平成17年1月14日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、各府省に対し、勧告の趣旨を周知するとともに、これを踏まえた行政手続法の的確な運用の徹底を要請。</p> <p>その際に事務連絡(「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえた実態の把握について(依頼))を发出し、各府省の推進部局の設置、取組状況についての報告を依頼。</p> <p>各府省からの報告を踏まえ、平成17年5月13日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、今後、広報等の際に推進部局のリストの提示を行うなど積極的な情報提示を行うこととした。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 審査基準等の公表の推進 (勧告要旨)</p> <p>行政手続法の施行状況調査の調査項目に、個々の審査基準等が公にされているかの状況等を加えること。(総務省行政管理局)</p> <p>審査基準等を公にする方法について、申請者等の求めに応じ提示するとの対応にとどまらず、インターネット・ホームページへの掲載等による適切な公表を推進すること。(総務省行政管理局、各府省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 審査基準等が公にされている場合であっても、インターネット・ホームページへの掲載等、審査基準等を、事業者等が容易に把握できるようにするための取組が低調。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>審査基準等について公にする余地があると指摘している事例について、関係府省は、速やかに改善のための措置を講ずること。(総務省、厚生労働省)</p> <p>また、地方公共団体に係る事例について、法令所管庁は、地方公共団体に対し、改善に必要な助言等の措置を講ずること。(国土交通省、環境省)</p>	<p>《措置状況》 〔各府省全体の概況〕 → 15府省すべてが、審査基準等をインターネット・ホームページへ掲載することを関係部局に周知するなどにより、ホームページへの掲載を推進</p> <p>(府省の改善事例：財務省) → 引き続き、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載等の拡大に取り組み、審査基準等の積極的な公表を推進</p> <p>〔総務省行政管理局の改善措置〕 → 行政手続法の施行状況調査の調査項目を見直し、審査基準等を公にしているか否か及び公にしている場合の方法等を調査項目に追加。 平成17年1月14日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、同会議において、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載を要請するとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)への具体的な公表方法を説明し、その活用を督励。 また、同日付けの局長通知(「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」への対応について(依頼))により、各府省に対し、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載を要請</p> <p>《措置状況》 〔対象処分全体の概況〕 → 勧告した4府省の7処分のうち、処分権限を有する行政庁である地方公共団体等に対する指導等の改善措置が採られたものが6処分(86%)、改善措置を採ることが予定されているものが1処分(14%)</p> <p>(処分の改善事例)</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>○ 個々の審査基準等を公にしておくことについて、改善を要するものあり。</p>	<p>→ 標準処理期間を公表した事例：検疫法（検疫感染症以外の感染症に関する診察等）（厚生労働省） 公にしていなかった標準処理期間について、海外渡航者向けに感染症情報等を提供するホームページ（「海外渡航者のための感染症情報」）において公表</p> <p>→ 地方公共団体に対する助言等の事例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物処理施設の設置の許可）（環境省） 平成17年9月28日、審査基準等の改廃に当たり域内の関係団体等に周知することを都道府県等に依頼することを関係部局内に周知</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 行政指導の運用の適正化の推進 (勧告要旨)</p> <p>行政指導の明確化、任意性の確保及び書面交付の推進を図るため、行政指導に携わる職員に対し行政手続法の趣旨に配慮した行政指導が行われるよう指導すること。(各府省)</p> <p>各府省において行政手続法の趣旨を踏まえた行政指導が行われるよう、各府省における取組を促進すること。(総務省行政管理局)</p> <p>事業者等に対し行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容の周知に継続的に努めること。(総務省行政管理局、各府省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 行政機関の担当者が、行政指導を行政指導と認識せずに行っていた例や、行政機関の担当者が、行政指導が相手方の任意の協力によってのみ実現されるという行政手続法の趣旨に配慮した行政指導を行わず、事業者において、納得できないまま行政指導に従ったとする例あり。</p>	<p>《措置状況》 〔各府省全体の概況〕</p> <p>→ 15府省のうち、11府省は、行政指導の相手方である事業者等が行政指導への対応は任意のものであることを承知した上で適切な判断ができるよう配慮すること等、行政指導を適正に行うよう職員を指導。4府省が改善措置を採ることを予定</p> <p>→ 事業者等に対する行政指導に関する周知については、8府省が、事業者説明会等を利用して継続的な周知を行うよう関係部局に指示。6府省は改善措置を検討中</p> <p>(府省の改善事例：文部科学省)</p> <p>→ 平成16年12月及び17年6月、行政指導関係職員に対し、行政指導の任意性の確保、書面交付制度等について、省内事務連絡により周知。また、今後、行政手続法に関する研修を実施することによりその旨の徹底を図る。</p> <p>〔総務省行政管理局の改善措置〕</p> <p>→ 各府省行政手続法担当者会議(平成17年1月14日開催)において、各府省に対し、行政手続法の趣旨を踏まえた行政指導が行われるよう要請。また、行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容について事業者等に情報提供を行うよう要請し、事業者等に対する説明会等への講師派遣にも積極的に対応する旨を説明。</p> <p>各府省行政手続法担当者会議(平成17年5月13日開催)において、特に行政指導について適切な対応が重要である旨を説明</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>4 行政手続法の一層の定着へ向けた取組の推進 (勧告要旨)</p> <p>行政手続法の具体的な活用事例を情報提供するなど、事業者等に対する行政手続法の効果的な周知に努めること、行政手続法に関する質問・回答等を簡易に行えるものとする。こと。(総務省行政管理局)</p> <p>行政手続法の適正な運用を整理し、各行政機関職員及び事業者等に対し、行政手続法の周知に努めること。(各府省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 行政機関における許認可等関係職員に対する行政手続法に関する研修の実施が低調であり、また、近年、各府省は、事業者等に対し、行政手続法に関する特段の周知活動を実施せず。</p>	<p>《措置状況》 〔各府省全体の概況〕</p> <p>→ 15 府省のうち、14 府省が行政機関職員に対する周知を実施。1 府省が職員に対する周知方策を検討中</p> <p>→ 15 府省のうち、金融庁は、事業者等との意見交換会の開催などにより事業者等に対する周知を実施。他の 14 府省は、総務省行政管理局と連携するなどして事業者等に対する周知を実施することにつき検討中又は随時必要に応じて実施するよう措置</p> <p>(府省の改善事例：金融庁)</p> <p>→ 主として金融等監督行政担当者向けに行政手続法の趣旨及び運用をテーマとした研修を毎年度実施。</p> <p>金融業界との意見交換会を定期的を実施し、行政当局の課題や施策について具体的な説明を行うとともに、要請等を行う場合の趣旨を説明する等、効果的な情報提供・意見交換に努めているところ。</p> <p>〔総務省行政管理局の改善措置〕</p> <p>→ 行政手続法の趣旨・内容の効果的な周知のため、普及啓発用ブックレットを作成し、行政機関、経済団体等に配布。総務省ホームページについて、行政手続法に関するよくある質問とそれに対する回答を整理して掲載するなどの見直しを実施</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>5 パブリック・コメント手続の見直し (勧告要旨)</p> <p>パブリック・コメント手続※について、その実施の徹底を図るとともに、実施した結果の公表を確実にを行うことを勧告（金融庁、文部科学省等6府省）。</p> <p>パブリック・コメント手続の法制化に当たっては、意見・情報の募集期間や意見・情報の募集を行った結果の公表の在り方を含め検討することを勧告（総務省行政管理局）。</p> <p>※ パブリック・コメント手続は、「規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続」（「規制の制定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定））。「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）では、「行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う」とされていたところ。</p> <p>(説明)</p> <p>○ パブリック・コメント手続※を経ずに審査基準等を策定している例や、意見・情報が国民等から提出されたにもかかわらず、その意見等を公表していない例あり。</p>	<p>《措置状況》</p> <p>[各府省全体の概況]</p> <p>→ 6府省すべてが関係部局に対し、パブリック・コメント手続の実施の徹底及び実施した結果の公表を確実にを行うことを周知するなど、いずれもパブリック・コメント手続を改善</p> <p>(府省の改善事例：農林水産省)</p> <p>→ 平成17年3月30日、パブリック・コメント手続の実施の徹底及び実施した結果の公表を確実にを行うよう文書により指示</p> <p>[総務省行政管理局の改善措置]</p> <p>→ 政省令等の命令等を定める機関にパブリック・コメント手続の実施を義務付けること等を内容とする改正行政手続法が平成17年6月29日に公布（平成17年法律第73号）され、18年4月1日から施行</p>